

株 主 各 位

第19回定時株主総会招集ご通知に際しての 交付書面への記載を省略した事項

事業報告

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び

当該体制の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

ナイル株式会社

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年12月18日
新 株 予 約 権 の 数		117個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 46,800株 (新株予約権 1 個につき 400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 325,600円 (1 株当たり 814円)
権 利 行 使 期 間		2020年1月5日から 2027年12月15日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 24,000株 保有者数 2名
	取 締 役 (監 査 等 委 員)	新株予約権の数 57個 目的となる株式数 22,800株 保有者数 2名

(注) 1. (1)新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。

(2)新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできないものとする。

(3)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職による場合はこの限りでない。

(4)本新株予約権の行使は、以下の期日以降、以下の個数を上限に行使することができる。ただし、行使できる新株予約権の個数は小数点以下を切り捨てるものとする。

期日：権利行使可能な本新株予約権の個数

行使基準日以降：割当てを受けた本新株予約権の個数の3分の1

行使基準日より1年経過した日以降：割当てを受けた本新株予約権の個数の3分の1

行使基準日より2年経過した日以降：割当てを受けた本新株予約権の個数のすべて

2. 第7回新株予約権において、2023年9月22日付で行った1株を400株にする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

①2017年12月18日開催の取締役会決議に基づき発行した第7回新株予約権

新株予約権の総数	272個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 108,800株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 814円
新株予約権の行使期間	2020年1月5日から2027年12月15日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 1
割当先	当社の役員、従業員及び外部協力者

- (注) 1. (1)新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- (2)新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできないものとする。
- (3)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職による場合はこの限りでない。
- (4)本新株予約権の行使は、以下の期日以降、以下の個数を上限に行使することができる。ただし、行使できる新株予約権の個数は小数点以下を切り捨てるものとする。

期日：権利行使可能な本新株予約権の個数

行使基準日以降：割当てを受けた本新株予約権の個数の3分の1

行使基準日より1年経過した日以降：割当てを受けた本新株予約権の個数の3分の1

行使基準日より2年経過した日以降：割当てを受けた本新株予約権の個数のすべて

2. 2023年9月22日付で行った1株を400株にする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

②2019年9月25日開催の取締役会決議に基づき発行した第10回新株予約権

新株予約権の総数	850個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 340,000株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額	1個につき300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 1,050円
新株予約権の行使期間	2019年10月1日から2029年9月29日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 1
割当先	当社の役員、従業員及び外部協力者

(注) 1. 第7回新株予約権(注)1に記載のとおりです。

2. 2023年9月22日付で行った1株を400株にする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

③2019年10月24日開催の取締役会決議に基づき発行した第11回新株予約権

新株予約権の総数	39,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 156,000株 (新株予約権1個につき4株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 1,050円
新株予約権の行使期間	2019年11月1日から2029年10月30日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 1
割当先	榎並慶浩 (注) 2

(注) 1. (1)本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

(2)本新株予約権者は、2022年12月期から2025年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書に記載された売上高が30億円を超過し、かつ、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合には、本新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

(3)本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4)本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超

過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6)本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合には、本新株予約権を行使することができない。

(7)各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

2. 榎並慶浩は時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日（2029年10月31日）時点の当社社役職員のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。
3. 2023年9月22日付で行った1株を400株にする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

④2024年9月25日開催の取締役会決議に基づき発行した第14回新株予約権

新株予約権の総数	582個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 58,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 371円
新株予約権の行使期間	2026年10月26日から2034年9月22日まで
新株予約権の行使の条件	(注)
割当先	当社の従業員、子会社の役員及び従業員

- (注) (1)新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2)新株予約権の割当てを受けた者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑤2024年9月25日開催の取締役会決議に基づき発行した第15回新株予約権

新株予約権の総数	475個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 47,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1個につき400円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 371円
新株予約権の行使期間	2026年4月1日から2034年10月24日まで
新株予約権の行使の条件	(注)
割当先	当社の役員、従業員及び子会社の役員

(注) (1)新株予約権者は、2025年12月期から2028年12月期までのいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高が、一度でも10,000百万円を超過した場合に、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2)上記(1)の条件に加えて、新株予約権者は、割当日以降5年間に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が一度でも2,020円を超過した場合に

は、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使価額の調整を行う場合には、当該金額を調整前行使価額とみなして行使価額の調整と同様の方法により調整されるものとする。

- (3)本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5)各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

⑥2024年12月13日開催の取締役会決議に基づき発行した第16回新株予約権

新株予約権の総数	7,720個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 772,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1個につき300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 274円
新株予約権の行使期間	2025年1月16日から2035年1月15日まで
新株予約権の行使の条件	(注)
割当先	当社の役員

- (注) (1)新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2)本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	37,100千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた会計監査計画の内容、前年度の監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況及び報酬の前提となる見積もりの算出根拠などを精査した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と締結している個別の責任限定契約はございません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役並びに使用人は、当社グループの定める企業理念（ビジョン）と社会的使命（ミッション）の実現のために構成員全員が共有する行動規範（バリュー）に則り行動する。
 - b. 当社では「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス推進のためリスク・コンプライアンス委員会を設置する。取締役及び使用人に対するコンプライアンス研修等を実施し、法令順守の意識を高め、日常の職務執行の場面で、各人が法令並びに定款に適合する正しい意思決定及び行動を選択できる土壌を作る。
 - c. 当社の代表取締役が内部監査担当者を指名し、内部監査担当者は監査等委員である取締役と連携して、業務執行が法令及び定款に適合するように実行されているかどうかについて監査する。
 - d. 内部通報制度を整備し、法令及び定款に反する行為等が早期に発見され、適切かつ適時に対応される体制を構築する。

- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、適用ある法令及び「文書取扱規程」に従い、適切に記録し、保存及び情報セキュリティ管理をするとともに、必要な関係者が閲覧できる体制とする。

- ③ 損失の危険に関する規程その他の体制
 - a. 事業遂行に関わるリスクの識別を当社グループの各部署及び当社の取締役経営会議で行い、識別されたリスクの回避並びに軽減のために必要な対策を、リスク・コンプライアンス委員会又は当社グループの各部署にて検討し、規程・マニュアル類の整備を行い、必要に応じて従業員研修等を実施するものとする。
 - b. 当社グループに重要な危機が発生した際には、当社の取締役会への報告を行うものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. グループ各社（取締役会設置会社に限る。）にて定める「取締役会規程」に基づき定時取締役会を定期的で開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、取締役会において法令に定められた事項のほか、中期経営計画及び年次予算を含む事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行う。
 - b. 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、必要に応じて「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、各部門へ権限を委譲するとともに責任の明確化を図る。
- ⑤ 業務の適正を確保するための体制
- a. 取締役会は、企業価値の向上を目指した経営を推進することを目的として、法令、定款及び取締役会規程に定める事項を決議し、業務執行状況を監督する。
 - b. 監査等委員会は当社グループの取締役の職務執行を監査し、内部監査担当者は、当社グループの使用人の職務執行状況の監査を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査等委員会より職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査等委員会と協議のうえ職務を補助すべき使用人を設置する。
 - b. 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた者はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員及び監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、定期的に会合を開き、監査等委員が補助すべき事項について指示をし、また、指示した事項についてその実施状況の報告を受ける。

- ⑧ 取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- a. 監査等委員会が選定する委員は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役又は使用人に対して意思決定の過程及び業務執行の状況について説明を求めることができる。
 - b. 取締役及び使用人は、会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告しなければならない。
- ⑨ 監査等委員会に報告をした取締役及び使用人が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役及び使用人から監査等委員会に報告があった場合には、その報告事項の調査結果の確認に加えて、報告をした者が不当な取扱いを受けていないことも合わせて監査等委員会が確認するものとする。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払若しくは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務の執行について生じる費用に充当するために一定額を年度予算にて確保するとともに、予算外の臨時費用については、監査等委員会の承認のもと前払又は立替費用の償還を会社に請求できるものとする。
- ⑪ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査等委員である取締役は代表取締役、取締役及び執行役員と定期的に会合を開き、経営上の課題・リスク等について意見交換を行うものとする。
 - b. 監査等委員である取締役は、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、必要な連携を図り、監査等委員会の監査の実効性を確保するものとする。
 - c. 監査等委員会は、必要に応じ、弁護士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見を求めることができる。

⑫ 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループにおける財務報告の適正性と信頼性を確保するために「経理規程」等関係規程類の一層の整備を進めるとともに、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、これに基づき内部統制の整備及び運用を継続的に実施するとともに、その有効性を定期的に評価していく。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 当社は、当社グループにおける暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
- b. 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は、「内部統制システム基本方針」に基づき、当社グループの内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成するため、監査等委員会と内部監査担当者が連携して、業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

② コンプライアンス

当社は、当社グループの取締役・使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明並びに各種媒体での周知を行っており、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は「コンプライアンス規程」「内部通報制度運用規程」に基づき、内部通報制度を設けており、当社グループの取締役・使用人に対し、各種媒体での通報・相談体制の周知を行っております。通報者に対しては、解雇その他不利益な取扱いを禁止し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、リスク管理及びコンプライアンス推進に関する協議・決議を行っております。

④ 内部監査

「内部監査規程」に基づき、内部監査担当者が内部監査計画を作成し、当社グループの内部監査を実施しております。その内部監査の結果は、取締役会、監査等委員会及び代表取締役社長に報告するとともに、該当部門に対して改善指導等を実施しております。

また、内部監査担当者は監査等委員及び会計監査人と連携をとり、定期的に意見交換と情報共有を行い、適切な監査の実施に努めております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、財務体質の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、誠に遺憾ではございますが、期末配当を無配とさせていただきます。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当連結会計年度期首残高	10,000	1,271,747	△703,266	578,480	12,538	591,019
当連結会計年度変動額						
欠損填補		△675,164	675,164	－		－
親会社株主に帰属する当期純損失			△152,532	△152,532		△152,532
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)				－	5,481	5,481
当連結会計年度変動額合計	－	△675,164	522,632	△152,532	5,481	△147,051
当連結会計年度末残高	10,000	596,582	△180,634	425,948	18,020	443,968

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社パティオ

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

a. 商品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

b. 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を含む）並びに2017年1月1日以降に取得した建物及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～22年

機械装置及び運搬具 1年～15年

工具、器具及び備品 3～10年

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外は零としております。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a.自動車産業DX事業

当社は金融事業者と提携し、個人の顧客（「カーリースカルモくん」のサービス利用者）向けに車両本体に加えて、マイカーの利用中に発生するメンテナンス費用も含めて月額定額とするメンテナンスサービスの提供を行っております。

当社は、顧客が当社の提携金融事業者とリース契約を締結した後に、当該リース車両に対して「カーリースカルモくん」に係るメンテナンスサービスを契約期間にわたり提供し、サポート料も含めた対価として定額の月額料金を受領しております。

また、当社は、個人の顧客からの注文に基づいてリース契約の対象となる車両を仕入れるとともに提携金融事業者へ販売しております。加えて、提携金融事業者に顧客を紹介しリース契約を仲介することにより、初期紹介手数料を受領しております。

さらに、子会社の株式会社パティオでは、中古車販売事業を営んでおり、オフラインにて車両販売を行っております。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(i)顧客から受領するメンテナンスサービス利用料

メンテナンスサービス利用料については、毎月定額で契約期間にわたって顧客が支払うメンテナンス費用を、その項目別に設定されている上限金額まで当社が負担するという履行義務を識別しております。メンテナンスサービスの履行義務は、顧客がメンテナンス費用を当社に請求し、当社が支払った時点で充足されるため、その時点で充足する履行義務としております。

取引の対価は契約期間にわたって毎月定額で受領する利用料の合計金額としており、毎月の利用料はそれぞれの履行義務の充足時点の前後1年以内に受領していることから、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定にあたっては、契約期間に発生が見込まれるメンテナンス費用の項目別に利益相当額を加算して独立販売価格の見積り、当該独立販売価格の比率に基づいて取引価格をそれぞれの履行義務に配分し、契約期間にわたり収益を認識しております。

なお、独立販売価格の見積りにあたり、契約期間に発生が見込まれるメンテナンス費用は、「カーリースカルモくん」のサービス開始から間もなく、メンテナンスサービスの利用実績も限られていることから、メンテナンス費用の項目別に設定されている上限金額の合計額を見積り費用の総額としております。

(ii)顧客から受領するサポート料

サポート料については、毎月定額で受領する契約期間にわたって行われる問い合わせ等への対価であり、これらのサービスの履行義務は主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたって収益を認識しております。販売促進費の顧客に支払われる対価については、売上高から減額しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(iii)提携金融事業者への車両販売

提携金融事業者に対する車両販売については、リース契約の対象となる車両を顧客に引き渡した時点で提携金融事業者が車両に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるため、顧客に車両を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(iv)提携金融事業者からの初期紹介手数料

提携金融事業者からの初期紹介手数料については、リース契約開始時点で履行義務が充足されるため、その時点で収益を計上しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(v)オフラインでの車両販売

オフラインでの車両販売については、顧客に車両を引渡した時点で収益を計上しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

b.ホリゾンタルDX事業

当社はインターネットを活用した技術・ノウハウを強みにして、顧客企業に対して、コンサルティングサービスを軸として、生成AIによる業務自動化支援、メディア開発・運営及びデジタル広告に関するソリューションなどの提供を行っております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(i)DX&マーケティング事業

DX&マーケティング事業において、デジタル戦略コンサルティング、コンテンツ作成、生成AIによる

業務自動化支援等のDX・マーケティングに関するコンサルティングサービスを主に提供しており、準委任契約と請負契約があります。

準委任契約については、コンサルタント等の労働力を契約期間にわたって顧客に提供する履行義務を識別しております。当社は成果物を完成させる責任を有しておらず、顧客との契約に基づいて役務を提供するため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、役務の提供期間に応じて収益を認識しております。

請負契約については、顧客の要求する仕様に沿った支援業務及びコンテンツを制作し顧客に納品するものであり、当社は成果物を完成させる履行義務を識別しております。当社は顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、成果物が検収された時点で収益を認識しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(ii)メディア&ソリューション事業

メディア&ソリューション事業において、情報メディア運営と広告運用サービスを行っております。

情報メディア運営における広告配信サービスは、当社が提供するデジタルメディアにおける広告配信を行うサービスであり、顧客に対して広告掲載を行う履行義務を識別しております。当社の提供する広告配信サービスは、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックするなどの広告指標を満たした時点で、顧客が設定した料金単価に基づいて収益を認識しています。

広告運用サービスにおける広告配信サービスは、媒体社（一部当社提供のデジタルメディアを含む）が提供するデジタルメディアにおける広告配信を行うサービスであり、顧客に対して広告掲載を行う履行義務を識別しております。当社が掲載メディアを選定する場合は、本人取引としての性質が強いと判断し、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックするなどの広告指標を満たした時点で、設定した料金単価に基づいて収益と原価を総額で認識しております。顧客が掲載メディアを選定する場合は、代理人取引としての性質が強いと判断し、当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額により収益を計上しております。

なお、約束された対価は当該履行義務の充足時点から1年以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入又は第三者割当増資により調達する方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及びリース債権は取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

リース債務は、主に設備資金の調達を目的としたものであり、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期又は償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、取引先ごとの期日及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b.市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権については、通貨別月別に行替変動による影響額を把握する方法により管理しております。なお、為替予約等によるヘッジは行っておりません。

c.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき財務担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
リース債権	44,712	43,858	△854
資産計	44,712	43,858	△854
長期借入金 (1年内含む)	1,623,345	1,589,050	△34,294
リース債務 (1年内含む)	16,821	16,399	△421
負債計	1,640,166	1,605,449	△34,716

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 金銭債権及び有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,225,454	—	—	—
売掛金	475,694	—	—	—
リース債権	4,395	30,664	9,652	—
合計	1,705,545	30,664	9,652	—

3. 借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	329,900	—	—	—	—	—
長期借入金	510,109	333,588	130,828	54,150	40,020	554,650
リース債務	3,065	5,345	1,321	1,412	1,509	4,166
合計	843,074	338,933	132,149	55,562	41,529	558,816

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債権	－	43,858	－	43,858
資産計	－	43,858	－	43,858
長期借入金 (1年内含む)	－	1,589,050	－	1,589,050
リース債務 (1年内含む)	－	16,399	－	16,399
負債計	－	1,605,449	－	1,605,449

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

リース債権

回収に長期間を要する債権については、一定の期間ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっていることから、その時価はレベル2に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

区分	自動車産業DX事業	ホリゾンタルDX事業			合計
		DX&マーケティング事業	メディア&ソリューション事業	計	
カルモユーザーからの月額収益	951,895			－	951,895
車両販売	2,970,613			－	2,970,613
紹介手数料	476,650	928		928	477,579
コンサルティングサービス(準委任)		769,448		769,448	769,448
コンサルティングサービス(請負)		609,945		609,945	609,945
情報メディア運営			373,470	373,470	373,470
広告運用サービス			518,561	518,561	518,561
その他	45,570	816		816	46,387
顧客との契約から生じる収益	4,444,730	1,381,139	892,031	2,273,171	6,717,901
その他の収益	12,387			－	12,387
外部顧客への売上高	4,457,117	1,381,139	892,031	2,273,171	6,730,288

(注) 1. 「その他」は、自動車産業DX事業における車両の修理等、ホリゾンタルDX事業における著作権使用料等を含んでおります。

2. 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく収益であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産、契約負債及び返金負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 (売掛金)	369,063	475,694
契約資産	13,478	26,955
契約負債	181,084	213,597
返金負債	3,091	2,869

契約資産は、主に自動車産業DX事業におけるメンテナンスサービスについて、期末日時点で収益を認識した対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、自動車産業DX事業における顧客から受け取った未経過分のメンテナンスサービスの保証部分、ホリゾンタルDX事業サービスに係る前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

返金負債は、自動車産業DX事業における提携金融事業者に対する車両販売について、リース契約終了時点において返金されると見込まれる金額を計上しております。提携金融事業者に対して返金した時点で、返金負債から取り崩します。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は次のとおりであります。

なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	1,024,907
1年超2年以内	1,017,496
2年超3年以内	956,488
3年超4年以内	881,199
4年超5年以内	792,619
5年超10年以内	1,751,233
10年超	30,587
合計	6,454,533

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 49円90銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | △17円87銭 |

10.重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							新株予 約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	10,000	1,271,747	－	1,271,747	△675,164	△675,164	606,582	12,538	619,121
当期変動額									
資本準備金 からその他 資本剰余金 への振替		△675,164	675,164	－		－	－		－
欠損填補			△675,164	△675,164	675,164	675,164	－		－
当期純損失				－	△167,181	△167,181	△167,181		△167,181
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)				－		－	－	5,481	5,481
当期変動額合 計	－	△675,164	－	△675,164	507,982	507,982	△167,181	5,481	△161,700
当期末残高	10,000	596,582	－	596,582	△167,181	△167,181	439,400	18,020	457,420

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①商品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ②仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 定率法を採用しております。
- ただし、建物（建物附属設備を含む）については、定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 10年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～10年 |
- ②無形固定資産 定額法を採用しております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5)収益及び費用の計上基準

連結注記表「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号2022年10月28日)及び、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日)を当事業年度の期首から適用しています。これによる、計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産及び担保に係る債務

連結注記表「4. 連結貸借対照表に関する注記 (1)担保に供している資産及び担保に係る債務」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産の減価償却累計額 72,810千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 10,916千円

仕入高 252,536

販売費及び一般管理費 4,174

営業取引以外の取引高

営業外収益 6,000

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産	
契約負債	5,815千円
貸倒引当金	2,633
賞与引当金	4,597
減価償却超過額	109,204
資産除去費用	6,754
税務上の繰越欠損金	2,074,024
その他	7,644
繰延税金資産小計	2,210,672
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,074,024
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△133,077
評価性引当額小計	△2,207,101
繰延税金資産合計	3,570
繰延税金負債	
その他	△3,570
繰延税金負債合計	△3,570
繰延税金資産（負債）の純額	—

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.5%から34.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「8.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	51円47銭
(2) 1株当たりの当期純損失	△19円58銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。